

# 景観保全地域における舗装補修について ～歴史的景観を保全・継承する京の道づくり～

中野 祐司郎<sup>1</sup>・安達 文子<sup>2</sup>

<sup>1</sup>都市計画局 歩くまち京都推進室（〒604-8571京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺町488番地）

<sup>2</sup>建設局 南部みどり管理事務所（〒612-8439京都府京都市伏見区深草五反田町122）。

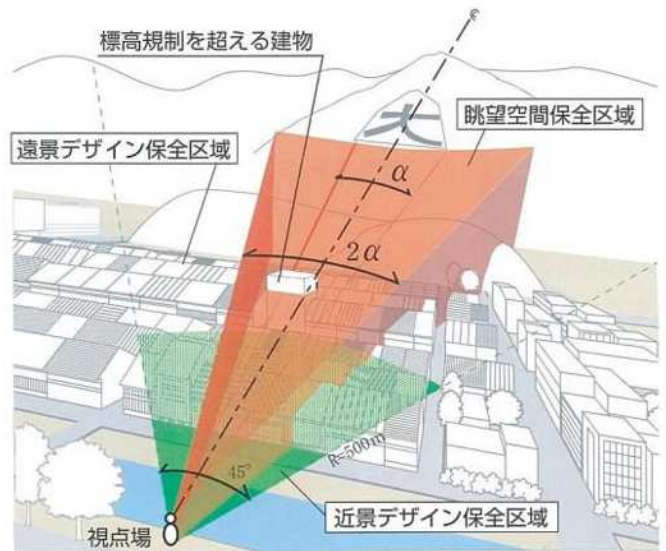
京都市では世界遺産をはじめとする寺社等とその周辺の歴史的景観を守り伝えていくため、2018年度に景観政策を充実させた。景観政策の範囲に指定された道路では「歴史的景観を保全・継承する京の道づくり」として、訪れる人を魅了するだけでなく、地域の価値を高めるよう景観舗装等の整備を進めている。本事業は、北野天満宮の東側に隣接する道路で、舗装補修にあわせて、北野天満宮と連携し一体的な整備を行うことで、景観の整備、保全を実現した。

キーワード 景観保全、視点場、石畳風舗装、地域連携、地域価値向上

## 1. 景観政策の充実

京都市には、世界遺産をはじめとした寺社や御苑、庭園、風情の残る町並みなどの貴重な歴史的遺産が数多く存在している。これらが形づくる貴重な歴史的景観は、地域特有の歴史や文化と一体となり、市民や事業者の協力のもと継承されてきた。しかし、近年京都市内の歴史的景観を構成する重要な寺社やその周辺で、景観に影響を与えかねない事例が発生していた。そのため、2014年度から世界遺産をはじめとする寺社等の周辺の景観に関する総点検が行われ、2016年12月には「歴史的景観の保全に関する取組方針」が策定された。その取組方針に基づいて、京都の歴史的景観を保全していく施策について検討会で議論が重ねられ、2007年より実施されていた新景観政策の1つの柱の眺望景観や借景の保全の取組である「京都市眺望景観創生条例」(図-1参照)において、2018年度、今回施工した北野天満宮周辺を含む11箇所の視点場が追加された。

さらに、これまでは境内の中からの眺めを景観保全の対象としていたが、境内と一体的な景観を構成している参道や門前などを「視点場(参道等)」とすることで景観政策の内容を充実させ、寺社等とその周辺の一体的な歴史的景観形成を図ることとし、北野天満宮の東側に隣接する御前通についても「視点場(参道等)」として指定された。(図-2参照)



眺望空間 保全区域	視点場から視対象への眺望を遮らないよう、建築物等が超えてはならない標高を定める区域
近景デザイン 保全区域	視点場から視認される建築物等が優れた眺望景観を阻害しないよう、形態、意匠、色彩について基準を定める区域
遠景デザイン 保全区域	視点場から視認される建築物等が優れた眺望景観を阻害しないよう、外壁、屋根等の色彩について基準を定める区域

図-1 眺望景観創生条例の概念図

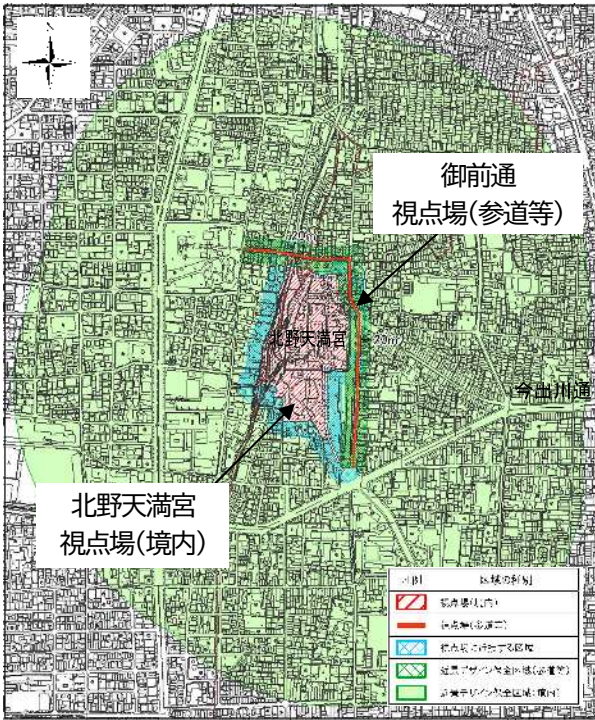


図-2 北野天満宮のデザイン保全区域図

## 2. 歴史的景観を保全・継承する京の道づくり

### (1) 背景・経過

京都の道路デザインは、みちの姿そのものが沿道の景観と重なって景観を形成する重要な要素となり、良質な道路景観を創出している。また、道路の横断防止柵、照明柱などの附属施設についても、新設する場合や老朽化が進行し更新時期に達している場合などは、「京の道デザイン指針」に基づき、周辺景観と調和するデザインや色彩のものを採用するものとしている。

これまでの道路景観を向上させる主な取組として、景観の保全・再生や都市の防災機能を向上する目的に1986年度から無電柱化事業を進めている。加えて、前述の「歴史的景観の保全に関する景観政策の充実」の一つの取組として、「京都市眺望景観創生条例」において、視点場が追加されるなど景観政策が充実されたことを契機に、2018年度から「視点場（参道等）」となった道路を対象に、これまでの無電柱化事業に加え、新たに「歴史的景観を保全・継承する京の道づくり」事業を立ち上げ、石畳風舗装など景観舗装等を実施し、訪れる人を魅了するだけでなく、地域の価値を高める通りとして整備を行うこととした。

### (2) 対象路線等

京都市眺望景観創生条例で「視点場（参道）」に追加された通りのうち、京都市で管理する道路は50区間となる。この50区間については、いわゆる細街路から幹

線道路まで幅広い規格の道路が含まれていることに加え、沿道の土地利用も様々であり、その整備状況は

- ・整備済み：16区間（うち無電柱化実施済13区間）
- ・整備予定：15区間（第7期京都市無電柱化推進計画に位置付けられている区間）
- ・未整備：19区間

であり、「歴史的景観を保全・継承する京の道づくり」の事業においては、上記のうち無電柱化計画事業の予定のない、未整備19区間を対象とし、舗装補修とあわせて実施することとした。

### (3) 施工路線の選定

「歴史的景観を保全・継承する京の道づくり」の第一弾の路線の選定では、上京北野界わいに位置する御前通を対象路線とした。この界わいの景観特性としては北野天満宮（947年祭祠）が建立されており、それらの門前町として形成された歴史の古い市街地であること、さらに北野天満宮の東門前に位置する北野上七軒は、京都では最も歴史の長い茶屋町で、門前の賑わいと優雅で落ち着いた街並み形成している。また、西陣を中心とした地域活性化ビジョンの策定が進められるなど、観光資源を活かし、個性豊かで魅力的なまちづくりが推進されている。その中心の道路においては、すでに無電柱化事業と合わせて景観舗装が整備されており、御前通を景観舗装とすることで、界わいの景観が一体的に整備されることから対象路線とした。

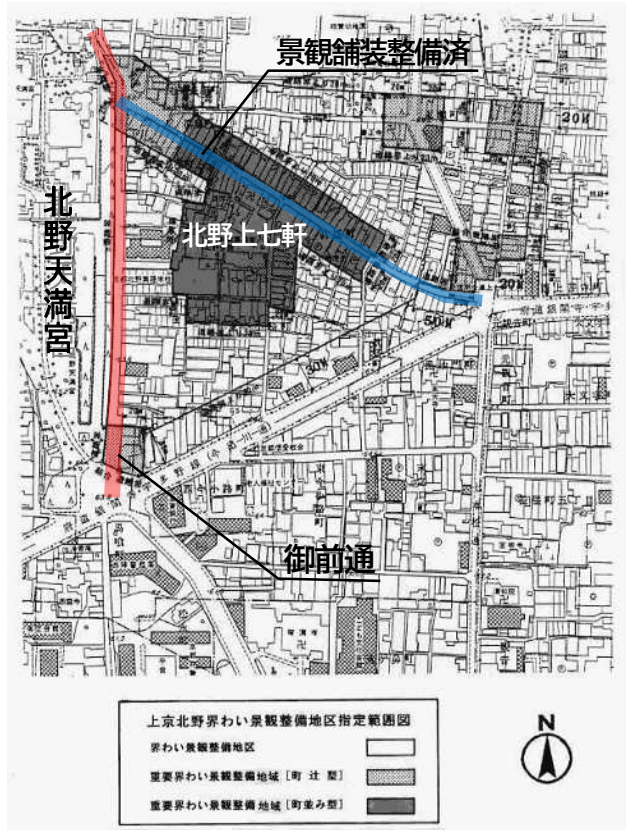


図-3 上京北野界わい周辺位置図

### 3.施工範囲の決定と地域連携

#### (1) 既施工区間との接続

施工範囲設定にあたっては、この界わりとしての御前通の南端部となる今出川通との交差点から前述の上七軒との交差点を超え、北野天満宮の東側部分をすべて施工範囲とした。これにより従来から景観舗装とされている範囲と今回整備する景観舗装が接続されるとともに、さらにその北側の北野天満宮の建造物が景観を形成する範囲も施工範囲とすることで、界わりとしての景観をなす範囲をより広くすることができた。(図4参照)

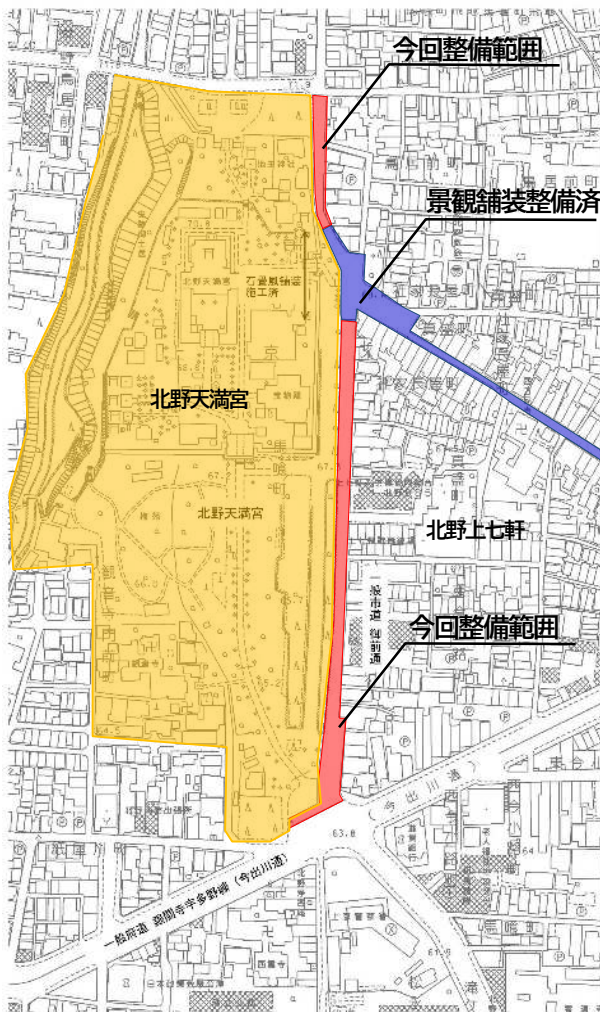


図4 今回施工範囲と既整備範囲

#### (2) 地域と連携した空間の一体的整備

また、今出川通との交差点付近にある一の鳥居前の広場については、御前通に隣接して北野天満宮所有の範囲があり(図5参照)、一の鳥居前は文字どおり今出川通側から一の鳥居と境内を望むことができ、道路部分とあわせてその範囲も景観舗装を整備することで、本事業の目的である、地域の価値を高めることができるとともに、より魅力のある空間となると考えられた(写真-1参照)。このことから一の鳥居前の広場の所有者である、北野天

満宮に本市の施策を説明し、本事業の機会にあわせての整備を協議したところ、事業への賛同をいただき、北野天満宮により、本市施工と同時期に同じデザインにより整備されることとなった。



図-5 一の鳥居前の広場と道路の境界



写真-1 整備前（今出川通から望む一の鳥居前）

### 4.地元説明と工事工程調整

#### (1) 地元説明

事業の着手に伴い、沿道住民への説明については、各沿道町内への説明を行うとともに、沿道には商店が多く面しているため、商店の方々の集まりに参加し各商店の意向を聞きつつ工事工程の調整を行った。

#### (2) 工事工程の調整

沿道商店との調整の結果、店先の昼間工事は営業外の時間帯や定休日に実施するよう工事工程の調整を行った。また、毎月25日は「天神さんの日」としての縁日であり、御前通と北野天満宮の参道においては露天が立ち並ぶ。その際、御前通については昼間、車両が通行規制となるとともに、多くの参拝者が訪れる(写真-2参照)。このことから毎月25日には参拝者等が歩きやすい状態にして開放する必要があったため、工事を進めていく中の

ポイントとして工程を組み、安全に「天神さん」が開催できるように注意をはらった。また、北野天満宮や付近の北野上七軒においても、御前通を使用する年中行事があったため、スケジュール調整を密に行うことで行事への影響を避けた。また、本事業の最終年度である2年目においては、秋の紅葉シーズンに北野天満宮で行われる「もみじ苑」の時期の前に完成させることで、拝観にあわせてこの界わいを訪れる方に景観舗装が完了した町並みを楽しんでいただくことができた。



写真-2 「天神さん」の様子

## 5.施工詳細

### (1) 石畳風アスファルト舗装

今回の景観舗装においては、京都市内の景観舗装で多くの事例があるとともに、事業完成後に接続されることとなる上七軒において整備済である石畳風アスファルト舗装とし、そのデザイン等も同様とした。また今回の舗装補修においては、切削オーバーレイにより施工を実施した。ただし、北野天満宮の参拝客の貸切バス等の大型車の出入りが多く、また施工後の劣化も考慮し、現状で損傷が大きい箇所、駐車場の出入り口付近については、全層打ち換えとするとともに、現行舗装よりも摩耗抵抗性、塑性変形抵抗性の高いアスファルト合材を使用した。



写真-3 石畳風アスファルト舗装

### (2) 付帯施設の補修と改良

舗装の補修にあわせて付帯する排水構造物も補修するとともに、排水柵の柵蓋についてはこれまで開口部の大きな蓋を使用していたが、開口部の小さいバリアフリータイプ(写真-4参照)のものとした。また、施工範囲において単独柱により建柱されていた道路標識も付近の電線柱に添架することで、より歩きやすい歩行空間となるようにした。

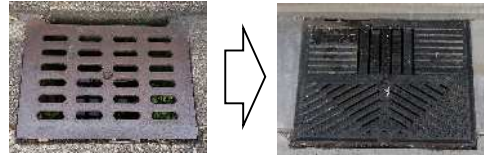


写真-4 排水柵蓋の写真

## 6.おわりに

今回の整備を実施したことにより、北野天満宮、北野上七軒等の上京北野界わいの景観がこれまで以上に一体的となり、地域価値を高める「通り」として整備ができ、景観保全に寄与できたと考えている。特に北野天満宮の施工と一体的に施工した範囲については、鳥居や狛犬などの境内が望める正面ともいえる場所であり今出川通からの景観は大きく向上した。(写真-5参照)



写真-5 整備後（今出川通から望む一の鳥居前）

今後の展望として、市内には「視点場（参道等）」に指定された景観舗装の未整備箇所が多く残されている。それらの箇所において引き続き景観舗装を整備していくことで、さらなる魅力のあるまちづくりに寄与していきたい。

本論文は、発表者が建設局北部土木事務所（前所属）で担当した事業の成果について取りまとめたものである。

謝辞：本事業の推進にあたり、御協力を頂いた北野天満宮様ならびに関係者の皆様に心から感謝いたします。

### 参考文献

1)京都市：新景観政策10年とこれから